

単位互換制度に基づく他大学大学院開設授業科目の履修

本研究科規則の規定に基づき、他大学の大学院の授業科目を履修申請期間中に、所定の履修申請手続きを行い、当該大学院の履修許可を得て履修することができます。本研究科が国内の大学院と協定している単位互換制度は以下のとおりです。

◎本研究科が協定を締結している国内の大学院は、次のとおりです。

- ・ 鳴門教育大学大学院学校教育研究科
- ・ 京都大学大学院教育学研究科
- ・ 立命館大学大学院教職研究科

履修申請手続きの方法・期限等については、3月下旬に掲示で案内します